

茨木市ブロック塀等撤去事業補助制度の概要

この制度は、ブロック塀等耐震化促進事業を補完し危険なブロック塀等の倒壊等による被害の軽減を図り、道路等利用者の安全確保等に資するため、所有者が撤去する工事に対し、市が補助金を交付します。

■補助対象の要件について

補助対象物

補助対象となるブロック塀等（コンクリートブロック造、万年塀、れんが造、石塀、土塀その他これらに類する塀、門柱等）は下記に該当するものです。ただし、地震、台風等により既に倒壊したものは除きます。

- ① ブロック塀等点検表に不適合となる点検項目があること
- ② ブロック塀等の高さが80cm以上であること
- ③ 道路等に面していること（直接面していない場合でも、塀高が道路等までの水平距離より高いもの含む）
- ④ 同一敷地内で、この制度の補助金交付を申請していないこと
- ⑤ 茨木市耐震診断義務化対象路線沿道ブロック塀等耐震化促進事業補助金の交付を受けていないこと

補助の対象となる工事

- ① 請負契約に基づく工事であり、関係法令等を順守していること
- ② 撤去後のブロック塀等の高さが80cm未満になること（独立し、安定した門柱は除く。）
- ③ 当該年度の3月31日までに完了すること
- ④ 撤去後にブロック塀等が道路等に残存し、又は突出しないこと
- ⑤ 造成工事又は建物解体工事に伴うものでないこと
- ⑥ この撤去工事について、国、地方公共団体等から他の補助金等の交付を受けていないこと

補助対象者

ブロック塀等の所有者であり、市税等の滞納及び世帯員全員が暴力団及び暴力団密接関係者でないこと

補助の金額

ブロック塀等の撤去工事に要する経費の全額とし、下記の場合に応じた金額を上限とする。

- ① 茨木市教育委員会が指定した通学路に面している場合：30万円
- ② その他道路等に面している場合：20万円

■申請の流れ

※事前申請のみ受付します。工事着手する30日前までに申請して下さい。

STEP 1

ブロック塀等撤去工事のための補助金交付の申請（所有者より申請して下さい。）

～提出書類～

- (1) ブロック塀等撤去事業補助金交付申請書
- (2) 付近見取り図
- (3) ブロック塀等点検表
- (4) 現況概略図
- (5) 現況写真
- (6) 撤去工事の見積りの写し（施工業者が発行し、補助対象工事の費用のみでその明細が分かるもの）
- (7) 誓約書
- (8) ブロック塀等の所有者であることが分かる書類（最新の固定資産納税通知書、名寄帳又は登記事項証明書等（土地又は建物）の写し）
- (9) 必要に応じて同意書、委任状

申請書の提出

通知書の送付

ブロック塀等撤去事業補助金交付決定

ブロック塀等撤去事業補助金交付決定通知書 又は ブロック塀等撤去事業補助金不承認通知書 の送付

STEP 2

通知書受領後30日以内に工事着手届を市へ提出した後、工事着手

STEP 3

ブロック塀等工事完了後、市へ報告

～提出書類～

（工事完了から30日以内かつ当該年度末まで）

- (1) ブロック塀等撤去事業補助金実績報告書
- (2) 撤去工事の請求書の写し
（施工業者が発行し、補助対象工事の費用のみでその明細が分かるもの）
- (3) 撤去工事の領収書の写し（施工業者から申請者に発行されたもの）
- (4) 撤去工事の施工状況と完了の確認できる写真

報告書の提出

通知書の送付

補助金額の確定通知

ブロック塀等撤去事業補助金確定通知書 の送付

STEP 4

補助金の交付請求

ブロック塀等撤去事業補助金交付請求書の提出 ➡ 支払い

受付・お問合せ先

申請受付場所

茨木市役所 南館4階 建設管理課

申請受付日時

当該年度の4月1日～
当該年度の1月31日
月～金 9:00～16:30

お問合せ先

茨木市 建設部 建設管理課
電話 620-1650 / FAX 625-3181

■補助対象物の詳細について

ブロック塀等点検表

1 コンクリートブロック塀の場合

点検項目	点検内容	点検結果	
		適合	不適合
① 高さ	2.2m以下		
② 壁の厚さ	高さ2mを超える塀で15cm以上		
	高さ2m以下の塀で10cm以上		
③ 控 壁	塀の高さが1.2m超の場合で、塀の長さが3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控壁がある。		
④ 基 礎	コンクリートの基礎がある。		
⑤ 傾き、ひび割れ	傾いていない、ひび割れない。		

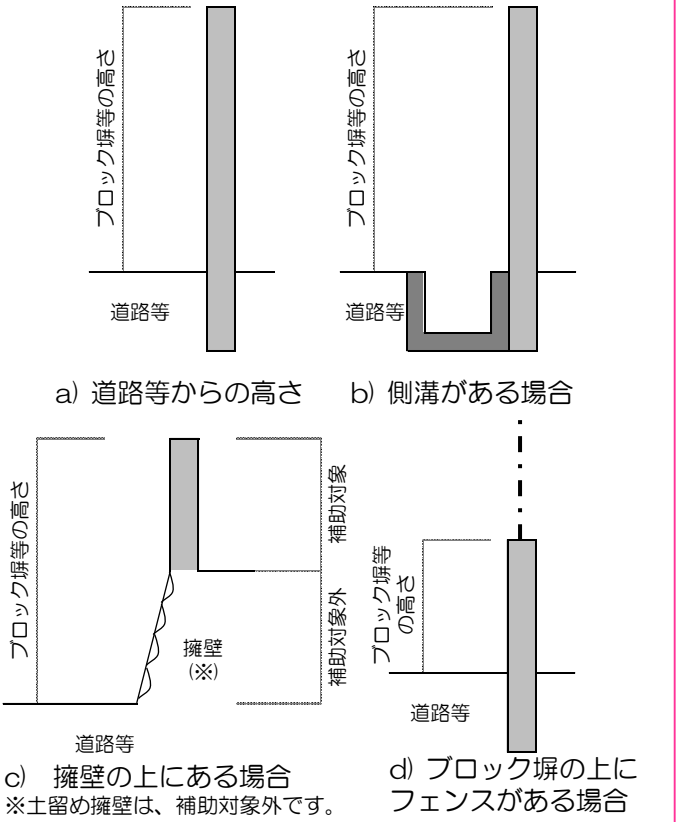
2 組積造（れんが造、石塀、鉄筋のないブロック塀）の場合

点検項目	点検内容	点検結果	
		適合	不適合
① 高さ	1.2m以下		
② 壁の厚さ	各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の1/10以上ある。		
③ 控 壁	塀の長さ4m以下ごとに壁面からその部分の②の1.5倍以上突出した控壁がある。		
④ 基 礎	コンクリートの基礎がある。		
⑤ 傾き、ひび割れ	傾いていない、ひび割れない。		

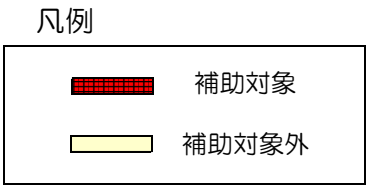
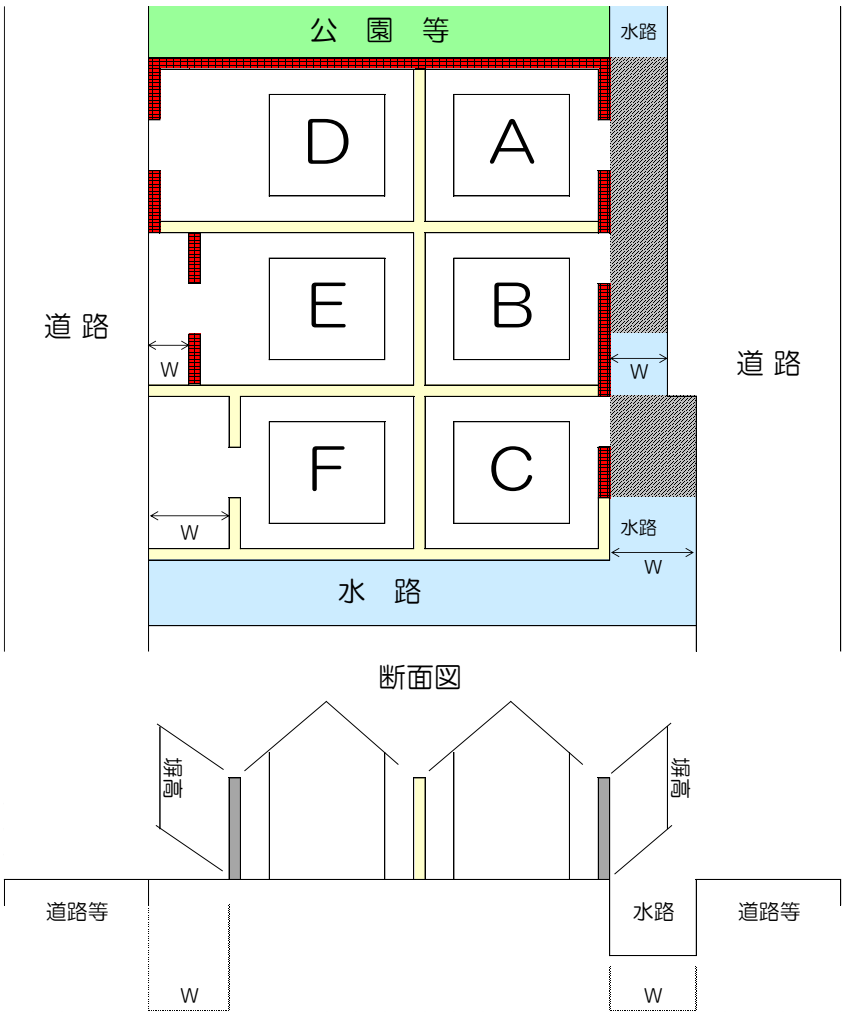
3 万年塀、土塀その他これらに類する塀、門柱等の場合

点検項目	点検内容	点検結果	
		適合	不適合
① 傾き、ひび割れ	傾いていない、ひび割れない。		

ブロック塀等の高さ



道路等に面するブロック塀等



補助対象判定

対象 : 塀高 > W
対象外: 塀高 ≤ W

※「W」は、塀から道路までの水平距離

※道路等とは、不特定多数のものが通行する道路、都市公園及び市が管理する児童遊園を指し、特定の方のみ通行する専用通路は除く。